

平成28年度「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」
「結果」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
16	<p>II. 総論</p> <p>3. 個別の監査結果を踏まえた全体的外観と意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金等に関する検査について（課題についての認識） <p>補助金等については、財源が市民等からの公金である以上、交付対象者によって公益目的のため、かつ、不特定多数の市民に事業の効果が及ぶように使用されなければならない。そのため、交付対象者に使途の適切性を証明するものとして、補助対象事業に関する事業報告や正確な収支報告を提出することが求められている。</p> <p>他方、補助金等を交付する自治体においては、事業計画を吟味（審査）することにより、本来、行政が行うべき施策の一部を他のものに委ねるべきかどうかを判断する必要がある。また、公金が投入される以上、補助金等交付に関する効果を検証しなければならず、交付対象者の活動をモニタリングすることはもちろんのこと、交付対象者から提出される事業実施報告及び収支報告が正確であることを確認し、今後の事業のあり方や補助金等の交付の要否、金額について検討することが求められる。</p> <p>しかしながら、市の各所管課への補助金等交付事務に関するヒアリングや関係資料を確認したところ、多くの課で、交付先から提出される収支報告を閲覧して異常がないかを確認するのみで、収支報告を作成する基礎となった活動や取引に関する帳簿書類や領収書を確認することを行っていなかった。また実際、収支報告書は収入額と支出額が一致していれば問題ないとしてその収支報告に疑問を持たずにそれ以上踏み込んだ検査を行わない職員は少なくなく、交付対象となる経費支出が補助金等交付限度額を超過しているために問題ないと認識している例も見受けられた。</p> <p>このような現状では、補助金等交付の目的に反するような使用が行われていたとしても、把握できないリスクがあり、また、翌年度の補助金等の交付額の設定やあり方の検討が適切に実施できないリスクがある。結果として、改革を真剣に進める気がなかったのではないかという疑念を抱かせる状況であり、行財政改革全体に対する市の姿勢について市民が納得するとは想定できず、市としての信用を失墜しかねない事態であると考え、</p> <p>（改善に向けた提言）</p> <p>補助金等の見直しを着実に進める大前提として、また、市民に市の行財政改革に対する姿勢が本気であることを理解してもらうため、所管課は、補助金等の交付先による補助金の使途及び収支報告が適正かについて検証することが必要である。</p> <p>この場合、補助金等交付先による経費支出のすべてについて、証拠書類を確認することは現実的ではないことは理解できる。</p> <p>補助金等交付に関する検証にあたっては、サンプリングによる抜き取りチェックを基本とし、</p> <ul style="list-style-type: none"> 金額的に重要な支出からの降順により事業費の一定の割合までカバーする範囲で、証拠書類を確認する。 使途の適正性に疑義が生じやすい支出については、金額の多寡にかかわらず証拠書類を確認する。 過去の交付において、必要性、補助対象範囲及び終期の設定等に課題が認識された支出については、慎重に証拠書類等を確認する。 <p>等の検証手続を実施することが効率的、かつ効果的であると考える。</p> <p>また、証拠書類を確認するのみではなく、行財政改革への取組みに関する説明責任を果たすため、どのような検証を行ったのか記録することを徹底する必要がある。</p>	財政課	措置済	補助金等交付先による経費支出の確認のため、サンプリングによる証拠書類の抜き取りチェックを行い、検証した内容を記録するよう全庁に周知しました。	令和3年4月1日現在

平成28年度「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」
「結果」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
17	<p>II. 総論</p> <p>3. 個別の監査結果を踏まえた全体的外観と意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果測定指標（目標）の設定について（課題についての認識） <p>補助金等の交付は、公益に資する施策の実現のために公金を財源として行われるものである以上、公金投入による効果を検証する必要がある。また、効果測定の客観性を確保するために、定性的なものだけでなく、一定の定量的な指標（目標）を設定する必要がある。そのうえで、補助金等の交付により、市の施策実現に向けた効果があつたかどうかの検証を毎年行い、次年度以降の補助金等の交付予算額の決定や補助金等のあり方そのものを決定していくことが非常に重要である。</p> <p>しかしながら、市の現状に目を向けると、補助金等交付に関する効果測定指標は、大半において設定されておらず、指標による効果検証は行われていない。また、イベント等に交付される複数の補助金等の目的が同一または類似しているものもある。にもかかわらず、行財政改革実施計画にて「事業の公益性や実施効果等について検証」としていること、また、平成26年度における行財政改革実施計画進捗状況においては、「予算要求及び査定各段階において、団体・事業の公益性や実施効果、さらに決算状況や事業計画について検証を行っている」として、補助金等の見直しを通じた財政規律の強化は計画どおり、実施方針どおりに進捗しているとしている。このような現状認識の表明は事実とのかい離が大きいため到底容認できるものではなく、誤解を与える説明が行われていると言わざるを得ない。</p> <p>補助金等の交付による効果が分からない状況で、毎年各所管課から予算要求がなされ、査定されたうえで多額の公金を投入していることは、もはや補助金等を交付すること自体が各所管課の役目となっていると言っても過言ではない。また、このような状況は、市民にとっても理解しがたいものであると考えられる。</p> <p>近年、総務省より「地方公共団体における内部統制制度の導入に関する報告書」が、また、地方制度調査会から「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」が出されており、自治体の自律的なリスク管理システム（内部統制）を整備し、自らそのシステムを評価して説明することが制度化される予定となっている。民間企業の内部統制評価制度では、財務報告の適正性を確保する仕組みの構築・運用に着目することになっているが、予算や法令・規則・計画に従って確実に業務を遂行することが求められる自治体や公的機関においては、計画・予算の妥当性をチェックする仕組みや、その事務執行が3E（経済性・効率性・有効性）の観点からチェックする仕組みの構築・運用が求められることになる。補助金等の交付事務についても、この内部統制制度の枠組みの中で、執行され、評価されることになると考えられる。</p> <p>（改善に向けた提言）</p> <p>危機的状況にある財政状況の中で、補助金等を交付することの合理性を市民に説明するためのみならず、来たる自治法改正による内部統制への対応のためにも、補助金等の交付により期待する具体的な目標を早急に設定し、目標の達成状況を確認するとともに、目標達成に向けた対処方針取り組みや補助金等のあり方を検討するような仕組みを構築し、運用することが急務である。</p> <p>また、交付目的が同一であるものや類似している補助金等について、役割分担を整理し、その上で重複するものや他の補助金等と明確に異なる役割が設定できないものは、廃止することも含め、見直しを検討されたい。</p>	財政課	措置済	<p>補助金等の効果測定指標の設定については、平成30年度分から予算要求資料に成果指標等の設定及び効果測定を導入しており、目標の達成状況を勘案しながら予算編成を進めています。</p>	令和元年9月1日現在

平成28年度「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」
「結果」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
22	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>1. 行政経営課</p> <p>(1) 奈良市総合財団運営補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金の交付事業に関する収支の確認について <p>行政経営課は、総合財団より補助対象事業に関する収支報告及びその内訳明細を入手しているが、証拠書類の確認は行っていない。 公金が投入されている以上、証拠書類等により用途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。</p>	行政経営課	措置済	平成30年3月に補助金対象事業に関する収支報告書及びその内訳明細を基にし、当該補助金の使途及びこの適正性について証拠確認を行いました。今後も継続して書類検査を実施します。	平成30年3月31日現在
23	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>1. 行政経営課</p> <p>(1) 奈良市総合財団運営補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> 中長期計画の策定について <p>補助金の支給額は、平成25年度48,948千円、平成26年度48,560千円、平成27年度73,427千円、平成28年度62,584千円と平成27年度から大きく増加している。これは、総合財団の自主自立の体制を作るために、平成27年度に業務執行理事として就任した市OBの人員費と、従来、当財団で指定管理業務を行っていた奈良市防災センターが平成26年に市の直営となった際に、余剰となった人員3名分の人員費相当が増加したことに起因している。 市は、総合財団の自主自立の体制を構築のうえ、指定管理業務も公募化を進めたいという構想を持っている。そのために人員を投入し、また、自立した法人として事業運営の担い手を養成していくとする考え方は理解できる。 しかしながら、総合財団が自立化するための具体的目標が組み込まれた中長期的な経営計画は策定されていない。総合財団が、自主自立を見据えて経営改善に取り組み、これを市として支援していくのであれば、達成すべき具体的な目標数値と期限等を定めた中長期経営計画の提示を求め、その数値目標が達成できなければ、総合財団のあり方を見直すことが必要と考える。 具体的な目標と期限を定めなければ、事業成長のために増員した職員の人員費を市が補てんし続けることとなり、7財団の統合により目指した「経営健全化」に反する状況が継続することとなりかねない。 市として、今後の指定管理事業の公募化を見据えた中長期経営計画の提示を総合財団に求め、実際の経営が当該計画に沿って進捗しているかをモニタリングし続けていくことが必要不可欠と考える。</p>	財政課	措置済	奈良市総合財団による中長期的な経営計画の策定を、令和4年度から計画期間とする新たな行財政改革計画の中で位置付けるとともに、進捗について予算編成過程を通じモニタリングしていきます。	令和3年4月1日現在
24	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>2. 危機管理課</p> <p>(1) 奈良市自主防災防犯協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金の交付事業に関する収支の確認について <p>危機管理課は、各地区の協議会より補助対象事業に関する収支報告を入手し、報告内容に疑義があれば個別に照会等を行っているとのことであるが、それ以外の通常の場合には、証拠書類等の確認は行っていない。 公金が投入されている以上、証拠書類等により用途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するにいたった過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。</p>	危機管理課	措置済	平成30年度実績分の収支報告時に、収支内容の証拠書類として領収書等を提出するよう各地区自主防災防犯組織の会長に依頼し、提出を受け、使途に問題がないことを確認しました。	令和元年9月1日現在

平成28年度「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」
「結果」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
24	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>2. 危機管理課</p> <p>(1) 奈良市自主防災防犯協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業報告・収支報告の確認について <p>各地区防災・防犯協議会は地区自治連合会を中心におおむね小学校区で結成された自主防災・防犯組織である。具体的には49地区が各自主防災・防犯組織を結成しており、各地区協議会は自主的に防災・防犯のための活動を行っている。</p> <p>その活動内容は、「奈良市自主防災防犯協議会交付金交付要項」第9条により会計年度終了後遅滞なく事業報告書及び収支報告書を市長に提出することとなっている。</p> <p>しかし、平成27年度の各協議会からの実績報告書である「奈良市自主防災・防犯組織活動交付金実績報告書」の日付は、多くの協議会が総会後に提出する慣例であったこともあり、5月下旬以降がほとんどで、6月以降のものも7件あった。</p> <p>所管課では、正式の文書である上記の「奈良市自主防災・防犯組織活動交付金実績報告書」を受領する前に見込み額ベースの決算実績等は何ら入手していない。</p> <p>市の前年度決算に関する出納閉鎖期間が5月末であることを考えると、当然にそれまでに事業実績と決算数値を確認し、交付目的外の支出の有無、減額等が必要ないかの判断を行う必要がある。</p>	危機管理課	措置済	<p>平成30年度実績分の収支報告時から、「奈良市自主防災・防犯組織活動交付金実績報告書」を交付年度の翌年度4月中に提出するよう各地区自主防災防犯組織会長に依頼し、提出を受け、収支内容の証拠書類として領収書等を確認し、使途に問題がないことを確認しました。</p>	令和元年9月1日現在
26	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>3. 交通政策課</p> <p>(1) 違法駐車等防止活動補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導員の活動の実施確認について <p>上記の収支決算のとおり、市から支出された交付金は、指導員会ではそのほとんどが分会活動費として支出されている。この分会活動費は、「奈良市交通安全指導員名簿」の人数に単価8,000円を乗じることにより算定される。この分会活動費は、市から一旦指導員会に支出され、指導員会から各分会に名簿の人数に従って配分される。各分会では、指導員会からの活動費を各指導員に支給するか、あるいは分会全体の活動費に充てるかは、各分会の運用方法に任せている。</p> <p>市では、各分会の活動実績を各分会から活動報告書を入手することにより把握しているが、すべての活動結果について報告書を入手しているのではなく、重要な活動に限って報告書の提出を要求していた。また、活動報告書には、実際に活動に参加した指導員の氏名が記載されているが、市では当該指導員の氏名と名簿との照合を行ってはいなかった。このため、名簿に記載されている指導員のうち何名が実際に活動している指導員かどうかの把握もできていない。</p> <p>指導員会からは指導員の活動費として分会に支出しているが、仮に、分会が各指導員に8,000円を支給する運用方法であれば、実際には活動していない指導員に活動費が交付されている可能性がある。</p> <p>公金が有効に利用されるよう、市は、どのような活動に対して活動費を交付するかを明確にする必要がある。各指導員に活動費を交付する場合は、実際に活動している指導員がどれほどいるかを確認したうえで活動費を交付するよう改める必要がある。</p>	危機管理課	措置済	<p>令和元年度から、各分会に実施した交通安全の啓発活動について、活動を行った交通安全指導員の氏名を記載するよう依頼し、提出を受けることで、活動内容を検証しています。活動内容の報告については、令和3年度から活動報告書の様式を定め、活動参加者の氏名、違法駐車啓発台数等を各分会から毎月報告を受けることとしました。また、提出を受けた活動報告書に基づき、実際に啓発活動に参加した指導員と名簿に記載されている指導員の照合を行います。令和元年度に「奈良市交通安全指導員会事業交付金の交付及び執行に関する要領」を制定し、交付対象経費の明確化を行いました。各分会の収支報告については、令和3年度より収支決算書の様式を定め、要領等に基づいた交付金の適正支出及び公金の有効利用の観点から確認を行いました。</p>	令和3年4月1日現在

平成28年度「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」
「結果」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
28	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>4. 月ヶ瀬行政センター地域振興課</p> <p>(1)月ヶ瀬ふるさと振興会補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象事業に関する収支の確認について <p>交付先から収支の報告を受けているが、収入に関する証拠書類を確認していない。適切な補助金額がいくらであるのかを判断するため、収入が正しく報告されていることを証拠書類にて確認するとともに、実際に必要な支出額を交付先に報告させる必要がある。公金が投入されている事業である以上、証拠書類等により用途を確認するとともに、用途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。</p>	月ヶ瀬行政センター地域振興課	措置済	月ヶ瀬ふるさと振興会に対し、定期的に収支に関する関係書類を提出させその都度地域振興課の職員が内容等確認を行っています。	令和3年4月1日現在
31	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>4. 月ヶ瀬行政センター地域振興課</p> <p>(2)まちづくり振興事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費の見直しについて <p>振興協議会が受け取る収入には、市からの補助金のみでなく、自治連合会からの体育祭助成金、マラソン大会の参加料、マラソン協力金等の様々な収入がある。しかし、補助金交付要綱によると、補助金の額は補助対象経費の実支出額及び予算の範囲内で決定されることから、予算の範囲を上限として発生した費用はすべて市からの補助金で賄われることになる。各種イベントの規模が大きくなるほど経費がかかることになるため、市の負担が大きくなる可能性がある。</p> <p>市の厳しい財政状態からすれば、振興協議会が補助金以外からの収入があるにも係わらず、支出した事業費のすべてを市が負担する合理的な理由はないと考える。月ヶ瀬振興協議会の費用のうち、補助金以外の収入から支出した費用額を差し引いた金額を補助対象経費とするよう、要綱の見直しが必要である。</p>	月ヶ瀬行政センター地域振興課	措置済	補助金以外の収入から支出した費用の額を差し引いた金額を補助することとしています。	令和3年4月1日現在
39	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>6. 文化振興課</p> <p>(1)文化振興事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象事業に関する収支の確認について <p>文化振興課は、いずれの補助金等も、交付先から収支の報告を受けているが、収入に関する証拠書類を確認していない。また、各交付先からの収支は一致と報告されているが、各補助金等は、補助対象事業の活動経費の一部であり、超過することがないため問題としていない。適切な補助金額がいくらであるのかを判断するため、収入が正しく報告されていることを証拠書類にて確認するとともに、実際の支出額を交付先に報告させる必要がある。</p> <p>ならまち賑わい補助金については、交付先より決算報告を受けるものの、支出に関する証拠書類の確認は行っていない。</p> <p>公金が投入されている事業である以上、用途が適切かどうかを確認することは必要であるため、証拠書類等により用途を確認し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。</p>	文化振興課 (奈良町にぎわい課)	措置済	令和元年度に「奈良市文化振興補助金交付要綱」を定めました。その中で、収入についても証拠書類を提出するように規定しました。また、平成30年度から「ならまち賑わい補助金」は廃止しました。	令和元年9月1日現在

平成28年度「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」
「結果」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
43	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>7. スポーツ振興課</p> <p>(1) 奈良マラソン開催負担金</p> <ul style="list-style-type: none"> 負担金交付事業の収支の確認について <p>奈良マラソン実行委員会より収支報告を受けている。しかし、市の職員が事務員として派遣されていること、県の監査を受けていること及び監事の監査を受けていることから、負担金の使途が目的に沿うものであるかどうか、証拠書類を確認することにより検証していない。複数の地方自治体が負担金を拠出していることから、市のみが証拠書類の確認を行うことは、現実的ではないことは理解できる。しかしながら、各種実行委員会及びその事務局は組織の外部にある団体であり、監督機能が十分に発揮できない場合があると議論されることもある。公金が投入されている以上、当事業を所管するスポーツ振興課と奈良県の協力により証拠書類の確認により使途の適切性を検証するとともに、どのような検証を行ったかを記録することにより、市民に負担金拠出に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。</p>	スポーツ振興課	措置しない (見解の相違)	<p>奈良マラソンは「スポーツによるにぎわいのあるまちづくり」に繋げていくことを目的として継続開催されており、同じ目的で関わる複数の地方自治体が負担金を拠出しています。</p> <p>使途の適切性の検証については、実行委員会事務局と調整しましたが、それぞれの負担金の使途が指定されていないため、経費の全てを確認する必要があります。この作業は膨大な事務量になると思われ、相当な時間と人が必要になります。このことから市のみが証拠書類の確認を行うことは、現実的ではなく難しいという判断になりました。</p> <p>負担金割合の大きい県が代表として証拠書類を確認し監査を実施し、この内容をもって実行委員会の総会で承認を得ています。このことは、市の確認作業を兼ねると思われ、また、検証を省略する理由になると考えます。</p>	平成30年3月31日現在
47	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>8. 人権政策課</p> <p>(1) 人権啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 分担金等の交付事業に関する収支の確認について <p>いずれの分担金等も、決算報告を入手している。(ア) 奈良県市町村人権・同和問題「啓発連協」分担金、(イ) なら・ヒューマンフェスティバル・プロジェクト会議等市町村分担金及び(エ) 奈良市人権教育推進協議会運営補助金については、職員が団体に派遣され、その事務の中で分担金等の使途が適正であるかを確認しているとのことであるが、(ウ) 奈良人権擁護委員協議会負担金については、決算報告を受けるものの、証拠書類等の確認は行っていない。</p> <p>分担金等については、拠出を行っている関係団体が複数となるため、市のみが証拠書類等の確認を行うことは、現実的ではないことは理解できる。しかしながら、公金が投入されている以上、使途が適切かどうかを確認することは必要であるため、拠出している団体の持ち回りにより証拠書類等を確認するとともに、どのような検証を行ったかを記録することにより、市民に分担金等拠出に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。</p>	共生社会推進課	措置済	<p>令和元年度決算報告から、証拠書類等の確認を行い適正に処理しました。</p>	令和3年4月1日現在
51	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>10. 地域福祉課</p> <p>(1) 奈良市社会福祉協議会補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金の交付事業に関する収支の確認について <p>地域福祉課は、奈良市社会福祉協議会より補助対象事業に関する収支報告を入手しているが、証拠書類の確認は行っていない。</p> <p>公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。</p>	福祉政策課	措置済	<p>平成30年度に補助金交付に関する透明性・公平性を確保するため、補助目的に応じた要領を定めました。補助対象経費については、人件費・施設管理料となっているため適正に執行されているか毎月の収支実績表や契約書、収支決算書などで確認しています。</p>	令和元年9月1日現在

平成28年度「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」
「結果」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
51	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見 10. 地域福祉課 (1) 奈良市社会福祉協議会補助金 ・要綱等の策定について 補助金の決定については、前年度実績と奈良市社会福祉協議会から提出を受ける当年度の予算額をもとに、交付金額を決定している。 社会福祉法により設置が義務付けられている社会福祉協議会への必要な補助は、昭和58年以前から継続され、高額となっているが、補助金の交付に関する要綱等が設けられていない。 具体的な要綱がない状況では、使用目的が不明確となり、また、補助目的以外の事業に補助金を使用されていたとしても、容易には判別できない状況となっている。 補助金交付に関する透明性・公平性を確保するため、交付先の事業ごとに、補助目的、補助対象範囲（使途）、補助金額の決定方法、報告方法及び検査方法等を個別の補助金要綱にて定め、要綱に従った補助金交付事務の遂行が必要である。</p>	福祉政策課	措置済	平成30年度に補助金交付に関する透明性・公平性を確保するため、補助目的に応じた要領を定めました。	令和元年9月1日現在
51	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見 10. 地域福祉課 (1) 奈良市社会福祉協議会補助金 ・補助金の対象経費について 補助金は、本来、地方公共団体の政策上の目的を達成するために交付されるものであり、その交付目的や対象範囲等は、限定される必要がある。 しかしながら、非営利法人として市と共に地域福祉に取り組んでいる奈良市社会福祉協議会の職員の人件費相当額及び一部家賃と法人として納めるべき消費税額が、補助対象経費とされている。具体的には、同社会福祉協議会の平成27年度の事業活動計算書によれば、サービス活動収益計1,093,441千円のうち市からの収益は、受託金収益93,611千円及び指定管理料収益512,476千円であるが、指定管理事業も含めた全事業に伴う消費税相当を市が補助金により負担している。新たな業務や現在の指定管理業務が公募とされた場合に、本法人は消費税を事業コストとして負担することがないため、他の社会福祉法人等が同じ条件で応募しようとしても、収支面で不利となり、公平な選定を行うことが難しい状況となっている。現状では補助金が過大に交付されているように見受けられる。 補助金の使途の適切性、業務委託及び指定管理業務の選定の公平性の観点から、市民への説明責任が十分に果たせるよう、同協会の事業全体に関する納付消費税額相当を補助金の対象経費項目から除外する必要があると考える。</p>	福祉政策課	措置済	平成30年度に事業目的を踏まえた補助金を交付するため、対象経費の内容については厳正に精査し、同協議会の事業全体に関する納付消費税額相当を補助金の対象経費項目から除外しました。	令和元年9月1日現在
53	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見 10. 地域福祉課 (2) 民生委員活動経費 ・補助金の交付事業に関する収支の確認について 地域福祉課は、市の各地区民生児童委員協議会より補助対象事業に関する収支報告を入手しているが、証拠書類の確認は行っていない。 公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。</p>	福祉政策課	措置済	平成30年度の決算時に収支決算書と補助対象経費に係る領収書等が提出され、補助対象項目以外の費用が含まれていないことを確認しました。	令和元年9月1日現在
結果28年度（市長部局）7/19					

平成28年度「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」
「結果」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
53	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見 10. 地域福祉課 (2) 民生委員活動経費 ・ 補助対象項目について 補助金の対象経費を会議費、事業費、負担金の3つとしている。ほぼ全地区の協議会の決算書において、和楽園見舞金（慰問金、関係費等）が事業費あるいは負担金に（雑費、その他項目に入れている地区会もある）計上されており、委員一人当たり1,500円となっている。 和楽園は地区民生児童委員の有志により設立された経緯を有することから、年末年始に和楽園で行われる催しの会費相当として各地区協議会がまとめて支払う慣習が残っているとのことである。しかし、内容的には、各民生児童委員によるべき任意の寄付あるいは懇親会費であつて、業務に直接に関係する内容とは言いがたい。 また、一部の地区協議会の決算書には、補助金の対象経費である負担金の中に地区自治連合会交流懇親会会費10,000円という内容の支出があった。 補助金の目的はあくまで地区民生児童委員の活動経費を対象とすべきであつて、個人の負担すべき支出あるいは飲食費が入ることは許されない。 地域福祉課にて、毎期、各地区民生児童委員協議会の収支報告を確認し、用途が適切かどうかを精査しているとのことであるが、このような支出項目をそのまま認めている現状は、精査が十分に行われていないと言わざるを得ない。 補助対象経費にどのようなものが含まれるのかを改めて検討し、交付要領等にて明確にする必要がある。</p>	福祉政策課	措置済	平成30年度の決算時に収支決算書と補助対象経費に係る領収書等が提出され、補助対象項目以外の費用が含まれていないことを確認しました。	令和元年9月1日現在
58	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見 12. 子ども育成課 (1) 奈良市民間児童館活動事業費補助金 ・ 補助金の交付事業に関する収支の確認について 子ども育成課は、社会福祉法人より補助対象事業に関する収支報告を入手しているが、証拠書類の提出を求めている。 公金が投入されている以上、証拠書類等により用途を確認するとともに、用途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。</p>	子ども育成課	措置済	平成29年度実績分から、証拠書類として、領収書及び会計簿等を提出するよう、社会福祉法人に依頼し、提出を受け、用途に問題がないことを確認しました。	平成30年3月31日現在
60	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見 12. 子ども育成課 (2) 奈良市子育てサークル運営補助金 ・ 補助金の交付事業に関する収支の確認について 子ども育成課は、各サークルより補助対象事業に関する収支報告を入手しているが、証拠書類の提出は求めている。 公金が投入されている以上、証拠書類等により用途を確認するとともに、用途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。</p>	子ども育成課	措置済	平成29年度実績分から、証拠書類として、領収書と会計簿を提出するよう、各子育てサークルに依頼し、提出を受け、用途に問題がないことを確認しました。	平成30年3月31日現在

平成28年度「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」
「結果」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
60	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>12. 子ども育成課</p> <p>(2)奈良市子育てサークル運営補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動報告書による報告内容の見直しについて <p>補助金を交付することの目的からすれば、サークルには10名以上が所属し、その会員の多くがサークル活動に参加することが期待されるところである。</p> <p>しかしながら、補助対象事業の活動報告書を閲覧したところ、各活動の参加人数が3名程度となっている団体がある。また、参加人数として保護者の人数に乳幼児を含めた人数で報告している団体、年間を通して毎回同じ活動参加人数を報告している団体等もある。</p> <p>市は、報告を受ける各活動の参加人数について、会員のみとするのか、保護者の人数に乳幼児を含めた人数とするのか、報告単位を明確にすべきである。</p> <p>また、サークルには最低10名の会員がいることが補助の要件とされているから、この10名の中に全く活動していない会員が含まれていないかを確認できるように、報告書に参加者の名前の記載を求めるべきである。</p>	子ども育成課	措置済	<p>平成29年度から、各活動日の参加人数については、保護者の人数に乳幼児を含めた人数を報告単位とすることにしました。</p> <p>各子育てサークルに対しては、毎回の人数が少なすぎたり会員名簿に登録されている方（保護者）のうち10名以上の活動が年間を通して確認できない等の場合は、補助金の取消しを検討する旨を伝え、毎回の参加者が偏らず、また多くの方が参加できるようにサークルを運営するよう指導しました。</p> <p>あわせて、各活動日には乳幼児も含めた参加者を記録し、平成29年度の事業報告時にその名簿を提出するよう依頼し、提出を受けました。</p>	平成30年3月31日現在
64	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>14. 廃棄物対策課</p> <p>(1)山辺環境衛生組合分担金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分担金交付事業に関する収支の確認について <p>市の職員が、2か月に1度の割合で、組合の例月出納検査に赴き、組合の出納事務の確認を行っている。その際、組合の経費に関する領収書等の証拠類を確認しているが、分担金計算の基礎となるし尿処理量については、組合からの報告を入手するのみで、実際のし尿処理量データの確認までは行っていない。</p> <p>現状では、組合からの報告に誤謬等が生じていても、適時に発見できないリスクがある。本市が、適切な分担金を拠出していることの説明責任を果たすため、分担金の検査にあたっては、算出の根拠となる重要な資料の確認を実施する必要がある。</p>	廃棄物対策課	措置済	<p>平成30年10月実施の例月検査から、検査対象期間の計量伝票を確認することで、処理量の把握を行っています。</p>	令和元年9月1日現在
66	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>15. リサイクル推進課</p> <p>(1)生ごみ処理機器購入助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成金請求書類の確認について <p>助成金交付の対象となる生ごみ処理機器取扱指定店から、請求書と助成金交付券を受領し、指定店に助成金を交付しているが、レジデータ（レシート）もしくは領収書控までは入手していない。</p> <p>助成金交付券には、購入者の住所の記入及び押印がなされているが、現状では、販売の事実までを確認できず指定店と申請者の共謀により助成金が不正に受領されるというリスクが低減できていない。</p> <p>自治体によっては、生ごみ処理機器購入者に、販売店からの購入後に、領収書とともに申請書を提出させ、確認のうえ購入者に助成金を交付するという仕組みを採用している。</p> <p>本助成金制度は、市民の生ごみ処理機器購入に関する助成金の交付であるため、指定店から助成金交付券の他に、レジデータの提出を求める、または、購入者より領収書の提出を求める等、市民の購入の事実を確実に確認できるような仕組みを採用する必要がある。</p>	リサイクル推進課	措置済	<p>平成29年3月31日付けで奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱の一部を改正し、生ごみ処理機器購入者に、販売店からの購入後の領収書とともに申請書を提出させ、写真添付による設置確認のうえ助成金で交付することで、購入の事実を確認するようになりました。</p>	平成29年9月30日現在

平成28年度「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」
「結果」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
72	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>16. 土地改良清美事務所 (1) 廃棄物最終処理施設整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成金等の使途の確認について <p>3つの助成金等とも、毎年4月に前年度の決算書と当年度の予算について協議会から提出を受けている。各助成金等に関する、平成27年度の決算内容は、以下のようになっている。 (表省略)</p> <p>平成24年度の包括外部監査において、当該助成が実質的に地元補償であるとして、決算書の詳細な検証を行っていない旨の指摘があるが、現状においても、証拠書類を確認する等による決算書の詳細な検証は行われていなかった。</p> <p>廃棄物処理場という嫌悪施設の設置に関する補償や環境保全のために、対策協議会を設置し、その運営等への助成を含め助成金等が交付されることは理解できるが、助成金は地域住民にとって公平となるよう、また、公金が財源となっていることから、市民の多くが理解できるような活用が求められる。しかしながら、提出された決算書のうち、支出の内容説明には、協議会会員の出席手当、役員の手当や近隣寺院本堂の修繕費等のように、支出決定に関する資料等の確認を行い、地元住民に公平な支出であるかどうかを慎重に検証すべきものが含まれている。</p> <p>また、環境清美活動、地域活性化のための活動、不法投棄監視員に対する報酬等があるが、農業基盤整備や環境保全という助成金の目的に整合し、使途として適切かどうかについて証拠書類を詳細に検証する必要がある。</p> <p>助成金等については、助成金の使途を証拠書類等により確認し、使途として適切でないものや不明確なものがないかの判断過程を記録することにより、市民に助成金等に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。</p>	土地改良清美事務所	措置済	<p>本市の廃棄物最終処理施設事業（土地改良清美事業）は、地元住民の方々と協力しながら実施している事業であり、その活動等に助成を行っています。</p> <p>助成金の支出については、その使途が助成金の目的に整合し適切なものであるかなどを決算書等の報告書類により確認しています。本助成金は地元との協定に基づき支出しているものであるため現在のところ証拠書類等の確認は行っていませんが、当該書類等の提出を求めるべく助成団体と協議していくこととしました。</p>	令和3年4月1日現在
76	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>17. 観光戦略課 (1) アジア太平洋交流センター運営補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付事業に関する収支の確認について <p>本補助金についても、収支報告を交付先より受けているが、証拠書類の確認は行ってない。</p> <p>公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。</p>	観光戦略課	措置済	<p>平成29年度のアジア太平洋交流センター運営補助金の内訳において、大部分を占める事務所の家賃支払状況についての証拠書類を徴取し、使途が問題ないことを確認しました。</p>	令和元年9月1日現在
78	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>17. 観光戦略課 (2) 日本絵手紙協会公認講師全国大会開催補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付事業に関する収支の確認について <p>本補助金についても、収支報告を交付先より受けているが、証拠書類の確認は行ってない。</p> <p>公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。</p>	観光戦略課	措置済	<p>平成30年度の日本絵手紙協会公認講師全国大会開催補助金に係る領収書等の証拠書類を徴取し、使途が問題ないことを確認しました。</p>	令和元年9月1日現在

平成28年度「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」
「結果」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
79	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見 18. 観光振興課 (1)公益社団法人奈良市観光協会補助金 ・補助金の交付事業に関する収支の確認について 観光振興課は、奈良市観光協会より補助対象事業に関する収支報告を入手しているが、証拠書類の確認は行っていない。 公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。</p>	観光戦略課	措置済	使途を確認するため、令和2年度の補助金額を確定する際に、実績報告書等とともに領収書等の証拠書類の提出をさせました。	令和3年4月1日現在
79	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見 18. 観光振興課 (1)公益社団法人奈良市観光協会補助金 ・再補助先での補助金の使途の確認について 奈良市観光協会は、市から交付された補助金の一部を再補助という形で、春日若宮おん祭、奈良大文字保存会等に合計で22,552千円を交付している。所管課は、再補助先である団体の決算書については入手しているが、再補助先の支出に関する証拠書類を確認することにより使途の適切性を検証していなかった。 そもそも補助金は、原則的には、対象である団体に直接交付するべきである。これについて所管課の説明によれば、同協会が再補助先の多くについて事務局として執行管理を行っているため、事実上は直接補助と大差ない状況にあると認識しているとのことである。そして同協会からの補助の多くは、誘客に貢献する社寺の年中行事に絡んでの観光客の交通安全の確保を使途とした執行がされており、安全・安心を確保して多くの来客動員を維持し続けることを大きな目的としているとのことである。 確かにその目的は理解できるが、事実上は直接補助と大差ない状況にあるとの認識であれば、直接補助と同様に、証拠書類の確認を通じて目的に沿った使途・支出であることについて具体的に検証されるべきである。補助金の使途について証拠書類により確認することの必要性を十分に認識していなかったことが根本原因であると考えられる。特に、社寺の年中行事に市が補助しているようにも見受けられる外観を呈していることから、使途の確認が不十分であれば、補助金のあり方そのものを見直す議論にもなりかねない。 奈良市は、再補助先による補助金の使途が奈良市観光協会補助金の目的に合致したものであるというのであれば、再補助先の決算書を通覧するのみではなく、再補助先での支出に係る具体的な証拠書類等の確認を実施することにより、市民に対する説明責任を果たせるようにしていくべきである。</p>	観光戦略課	措置済	使途を確認するため、令和2年度の補助金額を確定する際に、実績報告書等とともに領収書等の証拠書類の提出をさせました。	令和3年4月1日現在
82	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見 18. 観光振興課 (2)柳生観光協会補助金 ・補助金の交付事業に関する収支の確認について 本補助金についても、証拠書類の確認は行っていない。 公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。</p>	観光戦略課	措置済	使途を確認するため、令和2年度の補助金額を確定する際に、実績報告書等とともに領収書等の証拠書類の提出をさせました。	令和3年4月1日現在

平成28年度「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」
「結果」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
82	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>18. 観光振興課</p> <p>(2)柳生観光協会補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経理区分の不備について <p>同協会の決算書の概要は下記のとおりである。 (表省略)</p> <p>同協会は、指定管理事業者として、旧柳生藩家老屋敷(指定管理料4,706千円)、旧柳生藩陣屋跡(指定管理料517千円)及び柳生観光駐車場(指定管理料2,940千円)の運営を行っている。</p> <p>柳生観光協会の決算書によると、歳出額の内訳は、指定管理事業に要するもの8,167千円、補助対象経費4,161千円(歳出合計から委託金及び渉外費を控除したもの)、その他補助対象経費とならない経費22千円となっている。このうち、補助対象経費4,161千円については、指定管理事業と明確に区分し実績報告される必要があるが、現状そうはなっていない。市に対し実績報告として提出されているのは、指定管理事業を含めた柳生観光協会全体の事業に対するものである。</p> <p>現状の収支に関する報告では、補助対象事業にて補助金がどのように使用されたのか分からず、補助金額として適切な金額かどうかの判別ができない。</p> <p>今後、補助金の交付額が適切かどうか判断するため、また、補助による成果を把握するためにも、補助対象となった事業を区分した事業報告を提出させる必要がある。</p>	観光戦略課	措置済	平成29年度の事業報告から、指定管理事業を除いた柳生観光協会補助金分の収支報告を受けました。	平成30年3月31日現在
84	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>18. 観光振興課</p> <p>(3)大仏堂保護事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付事業に関する収支の確認について <p>本補助金についても、交付先より収支報告は受けているが、証拠書類の確認は行っていない。</p> <p>公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。</p>	観光戦略課	措置済	補助金額が多額ではないため、令和2年度の補助金額を確定する際に、領収書等の証拠書類の保存を依頼し、疑義があるものについては突合確認を実施しています。	令和3年4月1日現在
86	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>18. 観光振興課</p> <p>(4)月ヶ瀬観光協会補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付事業に関する収支の確認について <p>本補助金についても、収支報告を交付先より受けているが、証拠書類の確認は行っていない。</p> <p>公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。</p>	観光戦略課	措置済	補助金額が多額ではないため、令和2年度の補助金額を確定する際に、領収書等の証拠書類の保存を依頼し、疑義があるものについては突合確認を実施しています。	令和3年4月1日現在

平成28年度「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」
「結果」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
86	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見 18. 観光振興課 (4) 月ヶ瀬観光協会補助金 ・補助対象経費の区分について 月ヶ瀬観光協会は、月ヶ瀬梅溪梅まつり等を実施し、市の観光振興を図っている団体である。本補助金は、同協会に対して事業経費の一部を補助するものである。 同協会の決算書によると、月ヶ瀬観光協会補助金と梅の郷づくり補助金の二つの補助金の交付を受けている。月ヶ瀬観光協会補助金は、奈良市観光振興課から梅まつりを補助するために交付されるものであり、梅の郷づくり補助金は、奈良市農林課から、苗木の購入を補助するために交付されるものである。梅の郷づくり補助金の平成27年度補助金額は120千円である。 二つの補助金は交付目的を異としており、補助対象経費は別に管理する必要がある。しかし、月ヶ瀬観光協会の決算書は、補助金ごとに補助対象経費が区分されておらず、協会全体の決算書があるのみであり、各補助金の対象となる事業ごとの収支が分からず、補助金額として適切な金額かどうかの判別ができない。 異なる目的の補助金であるならば、それぞれの補助金交付額が適切かどうか判断するため、また、補助による成果を把握するためにも、補助対象となった事業を区分した事業報告・収支報告を提出させる必要がある。 なお、両補助金が、月ヶ瀬梅林による観光の活性化という大きな枠組みでは、共通の目的であるとも考えられる。月ヶ瀬観光協会補助金と梅の郷づくり補助金は統合して交付することも検討されたい。</p>	観光戦略課	措置済	平成29年度の事業報告から、梅の里づくり補助金を除いた月ヶ瀬観光協会補助金のみの収支報告を受けました。	平成30年3月31日現在
88	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見 18. 観光振興課 (5) なら・観光ボランティアガイドの会補助金 ・補助金の交付事業に関する収支の確認について 本補助金についても、収支報告を交付先より受けているが、証拠書類の確認は行っていない。 公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。</p>	観光戦略課	措置済	使途を確認するため、令和2年度の補助金額を確定する際に、実績報告書等とともに領収書等の証拠書類の提出をさせました。	令和3年4月1日現在

平成28年度「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」
「結果」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
88	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>18. 観光振興課</p> <p>(5)なら・観光ボランティアガイドの会補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の分割について <p>市は、なら・観光ボランティアガイドの会に対し、下記の3つの補助金を交付している。各補助金の平成27年度の執行金額は下記のとおりである。</p> <p>補助金名 平成27年度の各補助金の執行金額</p> <p>なら・観光ボランティアガイドの会補助金 2,485千円</p> <p>ガイド付ツアー事業補助金 200千円</p> <p>ウェルカムガイド事業補助金 100千円</p> <p>いずれも本市観光振興課から交付されている補助金であり、ガイド付ツアー事業はガイドによる解説付きのウォーキングツアーを実施することを目的としており、また、ウェルカムガイド事業は市で新しく暮らし始める方々に、歴史と文化を紹介するガイドを実施することを目的としている。両補助金の目的は、観光客のガイドに関する事業等を実施するという、なら・観光ボランティアガイドの会補助金の目的と同一のものとなっている。</p> <p>ガイド付ツアー事業は、元々は委託事業として実施していたものを補助金へ切り替えたものである。また、ウェルカムガイド事業は、なら・観光ボランティアガイドの会からの提案に基づき、事業補助化したものである。しかし、ガイド付ツアー事業についても、ウェルカムガイド事業についても、ともになら・観光ボランティアガイドの会の実施する事業であり、市にとってはいずれも目的が同一であることから、特段分離する合理性はない。また、市民感覚からすれば、過大に補助金が交付されているように捉えられる。</p> <p>3つの補助金は、同一団体に同一目的で交付されているものである。ウェルカムガイド事業補助金に関しては、(6)で述べるとおり、事業の継続の是非について検討するべきであるが、奈良・観光ボランティアガイドの会補助金とガイド付ツアー事業補助金について、統合して交付する必要がある。</p>	観光戦略課	措置済	平成30年度から、ガイド付ツアー事業補助金とウェルカムガイド事業補助金はなら観光ボランティアガイドの会補助金に統合して交付することを決定しました。	平成30年3月31日現在
90	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>18. 観光振興課</p> <p>(6)ウェルカムガイド事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付事業に関する収支の確認について <p>本補助金についても、収支報告を交付先より受けているが、証書類の確認は行っていない。</p> <p>公金が投入されている以上、証書類等により用途を確認するとともに、用途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。</p>	観光戦略課	措置しない (対象の不存在)	平成30年度からウェルカムガイド事業補助金は、なら・観光ボランティアガイドの会補助金へ統合しました。	令和元年9月1日現在

平成28年度「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」
「結果」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
90	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>18. 観光振興課</p> <p>(6) ウェルカムガイド事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の効果的な運用について <p>ウェルカムガイド事業補助金に関する収支決算書を閲覧したところ、支出額総額が102,800円であり、そのうち83,600円がパンフレット作製費であった。これは、補助対象経費全体の約81%が、パンフレットの製作に充てられているということである。パンフレット製作費の内訳は、案内・申込書、パンフレット5,000枚のカラー印刷に伴うものである。</p> <p>また、ガイド利用実績については、平成26年度6件、平成27年度6件となっているが、市への転入者数は毎年12,000人を超えている。この実態を踏まえると、現状では補助金の効果は限定的であり、十分に効果が発揮されているとは言えない。</p> <p>パンフレットの配布方法は、転入予定者に対して、市の各窓口で他の転入に伴う資料と同時に配布しているとのことであるが、この方法だけではウェルカムガイド事業について、十分に周知できておらず、費用に見合う効果がないと言わざるを得ない。</p> <p>そのため、今後も当該補助事業を継続するには、他の周知方法も検討していく必要がある。事業自体が魅力的なものであれば、周知方法を改善することにより、利用者を増加させることが可能である。周知方法を改善しても希望者が増加しない場合には、事業の継続の是非について検討すべきである。</p>	観光戦略課	措置済	<p>ウェルカムガイド事業の周知をより拡大するため、団体とも調整し、これまで行ってきた転入窓口でのチラシ配布以外に、ポスター掲出を開始したほか、活動内容や利用呼び掛けの取材を受け、令和元年5月16日付の朝日新聞奈良版に掲載されました。その結果平成29年度は5件・9名、平成30年度は3件・6名でしたが、令和元年度は12月末時点で7件・16名と増加しました。</p>	令和元年12月31日現在
91	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>19. 商工労政課</p> <p>(1) 公益財団法人奈良県労働者福祉協議会事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフサポートセンター事業の実績報告書の確認について <p>ライフサポートセンター事業の実績報告書の記載内容に誤りがあった。実績報告書の相談員及びサポーターの事業への参加者数は「4名×260日＝1,040日」とされていたが、実際は相談員が5名であり、勤務日数は延べ493日であった。</p> <p>市は当協議会から実績報告書を手入しているが、人件費や経費の発生が確認できる証憑書類については確認していないことが誤りの原因である。</p> <p>当補助金拠出の目的が、ライフサポート事業の実施に必要な人件費、旅費、需用費等の補助にある以上、市は相談員の人数や勤務日数について、出勤簿や勤務日誌等の勤務状況が確認できる書類を確認すべきである。また、市は当協議会に対しても事実に基づく実績報告を行うよう指導すべきである。</p>	産業政策課	措置済	<p>平成29年度実績分から、公益財団法人奈良県労働者福祉協議会に対して実績報告に関する指導を行うとともに、ライフサポートセンター相談員の人数や勤務日数について、出勤簿等の勤務状況が確認できる書類の提出を求め内容の確認を行いました。</p>	平成30年3月31日現在

平成28年度「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」
「結果」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
93	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見 19. 商工労政課 (2) 奈良市シルバー人材センター運営補助金 ・公益社団法人奈良市シルバー人材センターの自主財源による運営について 当センターには、平成27年度末において65,884千円の一般正味財産期末残高（注1）が残存しており、平成27年度の当期一般正味財産増減額（注2）も5,800千円の黒字となっている。 当センターに補助金額を大きく上回る一般正味財産期末残高が残存している状況で、財政状況の厳しい市が当センターの運営経費に関して補助金を交付することは、市民の理解を得られるか疑問が残るところである。 特に当センターは公益法人であり、収支相償（注3）が求められているため、財政状況を考慮したうえで、補助金の減額を検討すべきである。</p> <p>注1 公益法人等が、使途の制約が付されていない資産を受け入れた場合や事業活動により自ら獲得した場合に計上する項目であり、剰余金と同義である。 注2 法人が獲得した収益から抛出した費用を差し引いた額。法人の儲けを表す。 注3 公益法人認定法において規定される、公益法人が行う公益目的事業について、収入がその実施に要する適正な費用を超えてはならないという考え方</p>	産業振興課	措置しない （見解の相違）	<p>当センターの一般正味財産については、公益目的事業を実施するために積み立てられている特定資産と当センターを操業するために必要な運転資金が大半を占めております。 また、当センターの平成28年度決算における当期一般正味財産増減額は、△1,206千円となっており、収支相償を満たしていません。 当センターには、国庫補助金が交付されていますが、その補助金額は市補助金を上限としているため、市補助金を減額した場合、国庫補助金も減額されることから、補助金の減額については慎重に検討する必要があります。</p>	平成29年9月30日現在
96	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見 19. 商工労政課 (3) 中小企業振興補助金 ・補助金の使途について 船橋通り商店街協同組合は、市の賑わい振興事業補助金を利用して、船橋通り商店街協同組合法人化30周年記念式典を開催しているが、当式典において参加者に対して景品を配布している。 補助対象事業に関する収入及び支出の状況は以下のとおりである。 （表省略） 当式典における景品代等は370千円と補助対象事業費の35.9%を占める。また、当式典の参加者は葉書により招待された150名程度の船橋通り商店街共同組合関係者に限定されている。 商店街の賑わいを創造するために交付された補助金の公共性を考慮すれば、公費により特定の者に景品を配布することは望ましいことではなく、日常生活で商店街を利用する市民に還元されるべきである。当式典の景品代については、補助対象経費から除くべきであったと考えられる。</p>	産業振興課	措置しない （対応不可能）	<p>今後、特定の者に景品を配布する事業に対し補助金を交付する予定はありません。</p>	平成29年9月30日現在
100	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見 20. 農林課 (1) 奈良市水田農業構造改革対策推進補助金 ・支出内容の確認について 当補助金の事業計画及び実績報告は以下のとおりである。 （以下表省略） このように、当補助金は計画と実績が全く同額となっているが、通常であれば計画と実績が全く同額となることはないと考えられる。これについて、市に確認したところ、支出内容については確認していない旨回答があった。 奈良市補助金等交付規則15条によれば、市は補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査する責任を負っている。市は補助金が目的に整合したうえで補助対象経費に該当するかについて、証憑書類等を基礎として確認する必要がある、また、使途として適切でないものや不明確なものがないかの判断過程を記録することにより、市民に助成金等に関する説明責任を果たす必要がある。</p>	農政課	措置しない （対応不可能）	<p>国の水田農業構造改革対策の方針に基づき、水田の有効活用のための水稲生産実施計画書及び経営所得安定対策の交付金に係る営農計画書の策定を目的として、5,000件を超える農家への計画書の配布及び回収並びに制度の説明に係る経費としてJAに交付しています。 JAへ証憑書類の提出を求めましたが、交付された農家等の数が膨大で証憑書類を提出させることは困難です。そのため、職員が直接郵送する方法等を検討しましたが、事業の推進に係る経費である郵送料等の経費を試算した結果、いずれも現状の予算を大幅に上回る結果となりました。</p>	令和元年9月1日現在
結果28年度（市長部局）16/19					

平成28年度「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」
「結果」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
103	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見 20. 農林課 (2) 鹿害防止対策事業補助金 ・研修会の実施について 鹿害防止農家組合は現地視察研修会として、兵庫県養父市を訪問しているが、初日の夜に慰労会を実施し、2日目に鳥取市内を散策している。 現地視察研修会の状況は以下のとおりである。 (表省略) 当研修会の宿泊代、慰労会の経費及び2日目の昼食代は組合員の自費であるが、研修期間を2日間とし、行先も養父市から見て市とは逆方面の鳥取としているため、貸切バスやその他の諸経費は、鳥取市内散策に関する支出を含むと考えられる。 補助金は公費であり、鹿害の防止を講じるために交付されたものであるため、個人の余暇や不透明な用途に利用することは厳に慎むべきである。研修に関する支出と散策に関する支出は明確に区別し、研修に関する支出のみを補助対象経費とするべきである。市の審査にあたっては、交付先の用途が補助目的に適うものであるかどうか、証憑書類等を基礎として確認し、不備がある場合は補助金の返還を求める等の対応が必要である。</p>	農政課	措置済	<p>平成29年度に鹿害防止農家組合長及び事務局長に対し、研修に係る費用等が分かる書類等の提出及び研修に係る実績報告（視察に係る研修報告、資料や写真の添付、参加者名簿）の提出をすることや、研修の補助対象経費については、目的外の用途にならないようバス借上げ料とそれに付帯する関連費用のみとし、日帰り可能な研修場所については、1日借上げ相当分を上限することを指導しました。 指摘以降、対象経費すべての証憑書類等の添付を求め、内容等確認の上、適正な補助金の交付に努めています。</p>	平成30年3月31日現在

平成28年度「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」
「結果」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
104	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>20. 農林課</p> <p>(2) 鹿害防止対策事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支出内容の確認について <p>市は当現地視察研修会の支出について302,620円の領収書を確認しているが、当該領収書には「県外視察研修費」の記載があるのみであり、支出の内容が不明である。</p> <p>奈良市補助金等交付規則15条によれば、市は補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査する責任を負っている。市は支出の内容が明確になった実績報告書及び証憑書類を入手したうえ、補助金が補助対象経費に適切に支出されているかを確認する必要がある。</p>	農政課	措置済	平成29年度に支出明細について証憑書類を求め、県外研修経費については研修用バス貸切代、有料道路代、乗務員経費、講演研修費用及び保険料のみを対象経費として適切に支出されていることを確認しました。今後も支出明細について証憑書類を求め、内容等確認の上、適正な補助金の交付に努めていきます。	平成30年3月31日現在
105	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>20. 農林課</p> <p>(2) 鹿害防止対策事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿害阻止農家組合巡視相談料の受領について <p>当組合は巡視相談料として、調査員である組合員に対して1名当たり30千円を支払っている。当支払にあたり、調査員である組合員から鹿害阻止農家組合巡視相談料支払名簿に受領印を貰っているが、2名の組合員については、組合長が代理受領したうえ、署名していた。</p> <p>巡視相談料支払名簿の受領印は調査員である組合員が巡視相談料を受け取ったことを証明する重要な書類である。また、代理受領された場合、2名の組合員が最終的に巡視相談料を受け取っているか明確にはならない。調査員である組合員が受け取ったことを明確にするためにも、調査員である組合員が直接受領し、押印するとともに、代理受領は控えるべきである。</p>	農林課	措置済	平成28年度申請分より鹿害阻止農家組合長及び事務局長に対し、今後は調査員に直接相談料を渡し、本人から押印してもらうよう指導し確認しました。	平成29年9月30日現在

平成28年度「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」
「結果」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
106	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見</p> <p>21. 予防課</p> <p>(1) 奈良市女性防災クラブ等活動助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績報告の確認について <p>「奈良市女性防災クラブ等活動助成金交付要領」では、交付対象団体は、事業の完了後、補助事業等実績報告書に添えて、「活動報告書」を市に提出することになっている。</p> <p>女性防災クラブ等から提出された「活動報告書」を閲覧したところ、たとえば、最大のクラブ員数を有する女性防災クラブでは、クラブ員数が258名であるにも関わらず、年間の活動内容のうち、参加人数が一番多かった9月の「炊き出し講習」でも106名の参加であり、クラブ員数の半分にも達していなかった。</p> <p>このクラブの活動報告書の内容は以下のとおりである。</p> <p>(内容省略)</p> <p>また、次にクラブ員数が多い、別の女性防災クラブでは、クラブ員数が135名に対し、参加人数が一番多かった4月のクラブ総会・役員会での参加者が59名であり、こちらもクラブ員数の半分にも達していなかった。</p> <p>以上から、助成金額の算定の基礎となっているクラブ員数の中には、まったく活動をしていないクラブ員数が含まれていると考える。また、女性防災クラブで活動しているクラブ員は特定の者に限られ、その特定の者だけが助成金の恩恵を受けていることになる。火災予防及び地域住民への防火・防災意識の啓発という目的からすれば、幅広い世代に渡っての活動が期待されるが、特定の者だけの活動に限られると、円滑な世代交代による地域活性化を阻害することになる。</p> <p>市では平成28年度から「奈良市女性防災クラブ等活動助成金運用マニュアル（平成28年度改訂）」を作成し、女性防災クラブ等の会長がクラブ員1人1人の活動状況を「クラブ員活動報告書」に記入し、年度末に「補助事業等実績報告書」等の書類とともに市に対して提出する運用方法に変更している。</p> <p>活動結果報告書を閲覧した限りでは、助成金の用途は各女性防災クラブ等の自主性に任されているものの、中には、助成金額（231,600円）の約7割（171,000円）を32名での他県防災センターへの視察研修に充てている女性防災クラブがある。</p> <p>補助対象事業の観点から補助に値する活動内容であるかどうか、徹底した実績確認をお願いしたい。</p>	消防局 予防課	措置済	<p>平成28年度補助事業完了報告時から、「事業報告書」に加え、全クラブ員個々の活動実績を報告する「クラブ員活動報告書」、活動内容が分かる「活動写真」による実績確認を行い、また、平成29年度に「奈良市女性防災クラブ等活動助成金マニュアル」を改定し、各クラブで視察研修を実施する場合、補助金からの支出額にあつては、各クラブに交付された補助金の4割以内と定めました。</p> <p>平成29年度に「クラブ員活動報告書」により活動実績が確認できなかったクラブ員が存する1クラブに対し補助金等返還命令書を交付し交付済み補助金の一部の返還措置を実施しました。視察研修に関する規定については、平成29年度及び平成30年度とも各クラブにおいて遵守されていることを確認しました。</p> <p>また、奈良市女性防災クラブ等活動助成金運用マニュアルの改定により設定した事業目標の達成度を明確に確認及び評価するため、「奈良市女性防災クラブ事業目標達成報告シート」を作成し、平成30年度分の補助事業実績報告から、「事業報告書」、「クラブ員活動報告書」、「活動写真」と同様に添付資料として各会長からの提出を義務付けました。</p> <p>さらに、各報告書による確認を実施し目標達成度評価が低いクラブにあつては、主管課長より文書による改善指導を行いました。</p>	令和元年9月1日現在